

事務事業名	遺児手当給付事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 児童家庭係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8131		
施策名	02	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	栃木県遺児手当支給条例 真岡市遺児手当支給条例					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和44 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2児童福祉費	1児童福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。 [事業主体]市(県単補助事業 県1/2・市1/2) [対象]父母の一方または両方が死亡した、義務教育修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護する当該児童の父または母、若しくは当該児童を養育している者 [手当の額]月3,000円に児童数を乗じた額(6月、9月、12月、3月にそれぞれの前月分までを支給する) [支給制限]地方税法の市民税のうち所得割が課せられていない者								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 ・遺児手当認定請求書の提出（受給資格者）→（市） ・審査・認定通知書の送付（市）→（受給資格者） ・支払月（3・6・9・12月）に支払（市）→（受給資格者） ・調査（4月中に新年度の年齢到達調査、6月に昨年の所得の調査） 28年度計画 前年同様		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 受給者数	人	29	31	31	28	31
		イ 支給金額	千円	1,569	1,560	1,662	1,458	1,600
		ウ 申請世帯数	世帯	33	35	37	30	31
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 父母の一方又は両方が死亡した児童		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 父母の一方又は両方が死亡した児童数	人	45	47	47	48	47
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 死別による子育て家庭の経済的負担を軽減する		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 受給者数	人	29	31	31	28	31
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 児童の健全な育成及び福祉の増進		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
		ア 経済的負担が軽減されたと感じる世帯の割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	571	646	766	780	831
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	1,018	934	925	700	769
			事業費計 (A)	千円	1,589	1,580	1,691	1,480	1,600
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	0	
		延べ業務時間	時間	96	96	96	96	0	
		人件費計 (B)	千円	403	390	405	402	0	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	1,992	1,970	2,096	1,882	1,600	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	昭和40年代ごろ交通事故が急激に増加し、交通遺児対策が大きな社会問題となり、制度が制定された。昭和44年に県で交通遺児に対する救済として補助金を計上し、同年各市町で条例が制定された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	受給者から助成により経済的負担が軽減されたとの声がある。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 遺児対策事業として福祉の増進を目的としているため市の政策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 栃木県の遺児対策事業として実施されており妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 栃木県の遺児対策事業として実施されており適切である
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 栃木県の遺児対策事業として実施されており、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 栃木県の遺児対策事業として実施されており、廃止・休止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 手当ての支給基準は県の条例で定められており、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 県の基準で実施しているので公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							